

い申しあげます。

議長(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) 以上で質疑を終わります。

議長(石川信義君) 八番中里元一君

八番(中里元一君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案オニテ八号、ニテ七号、ニテ八号
については建設委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) おはかりいたします。ただいま中里元一君から
所定の賛成者を得て、本案はいずれも建設委員会に付託し審
査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するこ
とにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって議案オニテ
エ号から議案オニテ八号までの三件は建設委員会に付託することに
決定いたしました。

議長(石川信義君) 次に日程オニテ三請願オニテ一号児童遊園地設置に
関する請願書と議題といたします。

事務局長をして請願書の朗読をいたさせます。

(島田議会事務局長朗読) 省略

議長(石川信義君) 朗読は終わりました。

紹介議員大野行夫君から本主旨の説明を求めます。

九番大野行夫君

(九番大野行夫君 登壇)

九番(大野行夫君) ただいま朗読いたしました地区はご存知のとおり前に区画
整理をしたときにはまだそれほどの計画もなく、大体现在のグラウンドの所に
緑地帯をもって遊園地となるような計画で認可になつてゐる状態でご
ざいます。あの地区は農地法によりまして農地も相当ございます。

ので、どうか本件についてはよろしくご審議いただきましてご採決くださるようお願いいたします。補足説明いたします。

議長（石川信義君） 以上ご紹介議員の主旨説明は終了しました。これより本請願に対する質疑も行ないます。

（応答なし）

議長（石川信義君） 以上で質疑を終ります。

請願才一号についてはお手もとにご配付の別紙付託表のとおりに厚生委員会に付託いたします。

なお委員会の審査報告は本会期中にお願いいたします。

議長（石川信義君） おはかりいたします。委員会審査のため明日

十日から二十一日までの十二日間休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって明日十日から二十一日までの十二日間休会することに決定いたしました。

なお今回の本会議は三月二十日午前十時から開きます。

議長（石川信義君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後六時五十五分散会。



福生市長 石川 常太郎

石川信義殿



福生市議会



福生市告示第十二号

昭和四十六年第一回福生市議会定例会を、次のとおり招集する。

昭和四十六年三月一日

福生市長 石 川 常太郎 印

一 期 日 三月九日
二 場 所 市議会議場



写

福総発第二五九五号

昭和四十六年三月一日

福生市議会議長

石 川 信 義 殿

福生市長 石 川 常太郎 印

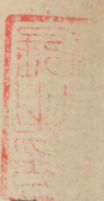
議案の送付について

昭和四十六年第一回福生市議会定例会に提案する議案を、次のとおり送付します。

- 一 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例
- 二 福生市保育所条例
- 三 福生市市の木、市の花選定審議会条例
- 四 福生市営住宅条例の一部を改正する条例
- 五 福生市公益質屋基金条例の一部を改正する条例
- 六 福生市消防団条例の一部を改正する条例



- 
- 七 福生市都市計画街路築造基金条例を廃止する条例
- 八 福生市立学校設置条例の一部を改正する条例
- 九 福生市用品調達基金条例の一部を改正する条例
- 十 福生市公益質屋の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 十一 福生市職員定数条例の一部を改正する条例
- 十二 福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 十三 昭和四十五年度福生市一般会計補正予算（第六号）
- 十四 昭和四十五年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）
- 十五 昭和四十五年度福生市福生都市計画福生土地区画整理事業会計補正予算（第三号）
- 十六 昭和四十五年度福生市水道事業会計補正予算（第三号）
- 十七 昭和四十六年度福生市一般会計予算
- 十八 昭和四十六年度福生市国民健康保険特別会計予算
- 十九 昭和四十六年度福生市と畜場会計予算
- 二十 昭和四十六年度福生市公益質屋会計予算
- 二十一 昭和四十六年度福生市公共用地会計予算

- 
- 二十二 昭和四十六年度福生市福生都市計画福生土地区画整理事業会計予算
- 二十三 昭和四十六年度福生市水道事業会計予算
- 二十四 専決処分の承認を求めることについて
- 二十五 市道路線の変更について
- 二十六 市道路線の廃止について
- 二十七 市道路線の認定について
- 二十八 福生市教育委員会委員の任命同意について

請願第一号

兒童遊園地設置に関する請願書

紹介議員
大野行夫 印

新しい市政へ決意も新たに一步前進の政務に御精進の議会の皆様に対して心より感謝申しあげます。

御存知の様に私達の住む、志茂、牛浜の一面は東は青梅線、中央は銀座通り、西は栄通りとさえぎられ、一段と交通のはげしい所でございます。

子供をもつ親として、夕方子供の顔を見るまでは心配でなりません。

子供の遊び場一つないこの区画に児童遊園地の設置をお願いいたし度く存じます。

どうか、私達の意のある所をお汲みとり下され一日も早く実現出来ますよう、心よりおまち申しあげます。

昭和四十六年二月二十六日

請願者代表

東京都福生市志茂一〇五

鈴木 貞雄 印

他 二二三名

福生市議会議長

石川信義殿

福議発第二十三号

昭和四十六年三月二日

福生市議長議長 石川信義

殿

議案説明員の出席要求について

昭和四十六年第一回福生市議会定例会にご出席くださるよう、地方自治法第一二一条の規定により要求いたします。

一日 時 三月九日(火) 午前十時

二、場所 福生市議会議場

なお、議事日程及び付議議案写しを別紙のとおり送付いたします。



監査の結果 福企発第 2,153 号
昭和46年 1月20日

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査
殿

2 監査の期間

昭和45年12月22日 / 日間

福生市監査委員 山下久吉 ㊟

3 監査の対象

// 大野行夫 ㊟

一般建設工事の進捗状況について

4 監査の内容

現在実施 監査の結果報告について

5 監査の結果

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第8項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

市立第5小学校屋内運動場改築工事においては、約80%も進行しており良好であると認められた。しかしながら防衛補助をともなう工事においては、進捗決定が遅れていることもあるが、全般的に進行が速く、今後防衛補助をともなう事業も実施されると思うが、関係各所とよく連絡をとりより順調に工事が進められるよう望むものである。

なお、防衛補助事業の一環として行われている福生病院附属看護学院防音改築工事においても監査したが、まだ着手の